

NEWS RELEASE

平成29年5月19日

お客様へ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

民事信託預金口座の取扱開始について

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）は、主に高齢者の財産管理に利用されている民事信託への対応として、民事信託預金口座の取扱を開始致します。

1. 民事信託について

民事信託は、預貯金など財産を保有している方が、財産の管理・処分を信頼できる家族などに託し、その財産から生じた利益を指定した方に帰属させる仕組みです。民事信託の利用により、ご自身が健康なうちから、家族等の信頼できる方に財産管理を任せることが可能になります。

2. 民事信託預金口座について

民事信託を利用する上で、財産を託された方は、自身の預金口座と、託された財産（信託財産）を管理する預金口座を明確に区分する必要があることから、当行では信託財産を管理するための預金口座（民事信託預金口座）について取扱を開始するものです。

3. 取扱開始日

平成29年5月22日（月）

当行はこれからもお客様の幅広いニーズにお応えするとともに、更なるサービスの向上に努めて参ります。

【民事信託の活用ケース】

